

## (事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年12月13日

### 1 契約の名称及び数量

- (1) 名称 令和6年度奈良県職場環境調査 調査票入力及び集計作業  
※ 詳細は別添仕様書のとおり

### 2 契約の相手方の選定基準

県内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち、同条第14項に規定する就労継続支援を行う者であり、同法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型を運営する者。

### 3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2者以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

### 4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県産業部人材・雇用政策課
- (2) 提出期限 令和6年12月25日(水曜日)午後5時
- (3) その他

#### ① 見積書には、次の書類を添付してください。

- ア 指定障害者サービス事業所指定通知書の写し
- イ 事業所全体の組織体制表〔様式任意〕
- ウ 本事業における実施体制表(本事業に従事する事業所利用者の人数についても記載すること。)[様式任意]
- エ 個人情報保護等情報管理体制(個人情報等の管理規定、個人情報等保護に関する従業者への効果的な研修計画等)[様式任意]

#### ② 当該見積書が次に掲げる場合に該当するときは、無効となりますのでご注意ください。

- ア 上記2に該当しない者が提出した見積書である場合
- イ 記名押印を欠く見積書である場合
- ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書である場合
- エ 価格を加除訂正した見積書である場合
- オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
- カ ①の書類が添付されていない見積書である場合

### 5 契約事務を担当する所属

奈良県産業部人材・雇用政策課 働き方改革推進係

住所：奈良市登大路町30番地  
電話：0742-27-8828（ダイヤルイン）  
FAX：0742-27-2319

## 6 契約の解除等について

- (1) 契約の相手方の決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 令和6年度奈良県職場環境調査 調査票入力及び集計作業仕様書

### 1. 業務内容

紙ベースで実施する職場環境調査の調査票データ入力、集計作業。(調査票は別添)  
無作為抽出された県内事業所1,500カ所に送付し、500ヶ所の事業所から回答。

#### (1) アンケート結果のデータの入力とナンバリング

調査票の結果について入力をしてください。縦罫はナンバリング順、横罫は回答を並べるという形式で入力してください。特に決まった体裁はございません。

調査票最後のページに記載している企業情報も入力してください。ただし、「事業所担当者」、「主要製品または事業内容」の入力は不要です。

入力結果と調査票の対応を確認できるよう、ナンバリングを行ってください。

- (例) 1 ○○○○事業所  
2 ○○○○事業所

#### (2) アンケート結果の集計

アンケート結果について、項目ごとに集計し、それぞれグラフ、表で結果を表してください。

(総計) 表：26種類 グラフ：55種類

※設問ごとの表し方につきましては別添一覧のとおりになります。

○原則、別添一覧のとおりで作成してください。事例がないものは県と協議の上作成してください。

○回答の中で、その他等の文章に記載されている箇所は、入力のみ行い、グラフ・表への反映は不要です。

○集計に必要な各企業の産業分類は、県よりデータを提供します。

○比較してグラフをつくる際に必要となる、各データは県より提供します。

○グラフの作成上、モノクロ印刷でも見やすいデザイン・色を使用してください。

○データ数が10以下の場合、調査結果の誤差が大きい可能性が高いためグラフ及び表から削除してください。

### 2. 納品について

#### (1) 納期及び納品方法

令和7年2月28日(金)までに、CD-R(1枚)により納品してください。ただし、調査票のデータは、xlsx形式若しくはCSV形式をお願いします。

#### (2) 納品場所

住所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県人材・雇用政策課(奈良県庁主棟6階)

### 3. その他

#### (1) 調査票の返却

全ての調査票は入力データ納品時に返却することとします。

#### (2) 契約

単価契約し、件数×実績数で支払いを行います。

#### (3) 個人情報保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、調査票返却、入力データ納品の際には、内容が外部に漏れることのないよう十分に注意することとします。

令和6年度職場環境調査 グラフ作成予定一覧表

	グラフ種類	表					グラフ					参考
		規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	
別表 集計事業所数	—	○	○			○						R6職場環境調査
問1-1 (育児休業制度の規定状況)	横棒						○	○			○	R6職場環境調査
問1-2 (育児休業制度の規定状況について調査全体の令和2~6年度職場環境調査との比較)	縦棒								○			R2~R6職場環境調査
問1-3 (育児休業の期間)	—	○	○		○	○						R6職場環境調査
問2-1 (育児休業者の有無別事業所割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問2-2 (育児休業者の有無別事業所割合について調査全体の令和2~6年度職場環境調査との比較)	縦棒								○	○		R2~R6職場環境調査
問2-3 (有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合について調査全体の令和2~6年度職場環境調査との比較)	縦棒								○	○		R2~R6職場環境調査
問2-4 (育児休業の取得割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問2-5 (育児休業の取得割合について令和2~6年度職場環境調査との比較)	縦棒								○	○		R2~R6職場環境調査
問2-6 (有期契約労働者の育児休業の取得割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問2-7 (有期契約労働者の育児休業の取得割合について調査全体の令和2~6年度職場環境調査との比較)	縦棒								○	○		R2~R6職場環境調査
問2-8 (有期契約労働者を除いた育児休業の取得割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問2-9 (有期契約労働者を除いた育児休業の取得割合について調査全体の令和2~6年度職場環境調査との比較)	縦棒								○	○		R2~R6職場環境調査
問3-1 (復職した育児休業者がいた事業所割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問3-2 (退職した育児休業者がいた事業所割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問4-1 (復職した育児休業者の育児休業期間)	—	○	○	○	○	○						R6職場環境調査
問5-1 (育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況)	横棒						○	○			○	R6職場環境調査
問5-2 (育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査

令和6年度職場環境調査 グラフ作成予定一覧表

	グラフ種類	表					グラフ					参考
		規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	
問5-3 (育児のための所定労働時間の短縮等の内容別の措置)	横棒							○				R6職場環境調査
問6-1 (介護休業制度の規定状況)	横棒						○	○			○	R6職場環境調査
問6-2 (介護休業制度の規定状況について、調査全体の令和2~6年度職場環境調査との比較)	縦棒							○				R2~R6職場環境調査
問6-3 (介護休業の取得期間)	—	○	○		○	○						R6職場環境調査
問7-1 (介護休業者の有無別事業所割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問7-2 (介護休業の取得割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問8-1 (介護休暇の規程状況)	横棒						○	○			○	R6職場環境調査
問8-2 (介護休暇の期間)	—	○	○		○	○						R6職場環境調査
問9-1 (介護休暇取得者の有無別事業所割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問9-2 (介護休暇取得者の取得割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問10-1 (子の看護休暇の規定状況)	横棒						○	○			○	R6職場環境調査
問10-2 (子の看護休暇の期間)	—	○	○		○	○						R6職場環境調査
問11-1 (子の看護休暇の取得割合)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問11-2 (子の看護休暇取得者の有無)	横棒						○	○		○	○	R6職場環境調査
問11-3 (子の看護休暇の取得期間)	—			○	○							R6職場環境調査
問12-1 (子の看護休暇の人数)	—			○	○							R6職場環境調査
問13-1 (多様な正社員制度の規程状況)	横棒						○	○			○	R6職場環境調査
問14-1 (多様な正社員制度の従業員割合)	—			○	○							R6職場環境調査
問14-2 (多様な正社員制度の従業員割合)	帯								○			R6職場環境調査
問14-3 (多様な正社員制度の従業員割合)	横棒								○			R6職場環境調査
問15-1 (定年制の規定状況)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問16-1 (一律定年制における定年年齢)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査

令和6年度職場環境調査 グラフ作成予定一覧表

	グラフ種類	表					グラフ					参考
		規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	
問17-1 (定年年齢の変更予定)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問18-1 (定年年齢に達した者の雇用確保措置)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問19-1 (再雇用制度における最高雇用年齢)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問19-2 (勤務延長制度における最高雇用年齢)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問20-1 (70歳就業確保への対応)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問21-1 (1日及び所定労働時間)	—	○	○	○		○						R5職場環境調査



令和6年度職場環境調査 グラフ作成予定一覧表

	グラフ種類	表					グラフ					参考
		規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	
問22-1 (主な週休制の形態別企業割合)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問22-2 (週休制の形態別適用労働者割合)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問23-1 (年次有給休暇の付与日数および取得率等)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問23-2 (年次有給休暇の付与日数等について、令和2～6年度職場環境調査との比較表)	—			○								R2～R6職場環境調査
問24-1 (1ヶ月における平均的な残業時間)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問25-1 (長時間労働の発生状況)	横棒							○				R6職場環境調査
問26-1 (残業時間の前年度比較)	横棒							○				R6職場環境調査
問27-1 (残業時間の削減する取組)	横棒							○				R6職場環境調査
問28-1 (働き方改革の実施状況)	帯						○					R6職場環境調査
問28-2 (働き方改革の実施状況)	帯							○				R6職場環境調査
問28-3 (働き方改革の実施状況について調査全体の令和2～6年度職場環境調査との比較)	縦棒							○				R2～R6職場環境調査
問29-1 (働き方改革を取り組む目的)	横棒							○				R6職場環境調査
問29-2 (働き方改革を取り組む目的について、令和2～6年度職場環境調査との比較)	縦棒							○				R2～R6職場環境調査
問30-1 (働き方改革の取組内容)	横棒							○				R6職場環境調査
問30-2 (働き方改革の取組数)	横棒									○		R6職場環境調査
問30-2 (働き方改革の取組数)	横棒						○					R6職場環境調査
問31-1 (高齢者を雇用する際に求める能力)	横棒							○				R6職場環境調査
問32-1 (働き方改革の結果について)	横棒							○				R6職場環境調査
問32-2 (働き方改革の結果について、令和3～6年度職場環境調査との比較)	縦棒							○				R3～R6職場環境調査
問33-1 (働き方改革に取り組まない理由)	横棒							○				R6職場環境調査
問34-1 (働き方改革のために重要なこと)	横棒							○				R6職場環境調査

令和6年度職場環境調査 グラフ作成予定一覧表

	グラフ種類	表					グラフ					参考
		規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	規模別	産業別	内容別	男女別	資本金別	
問34-2 (働き方改革のために重要なことについて、令和2~6年度職場環境調査との比較)	縦棒								○			R2~R6職場環境調査
問35-1 (副業・兼業を認めているか)	横棒								○			R6職場環境調査
問36-1 (副業・兼業を認めていない理由)	横棒								○			R6職場環境調査
問37-1 (副業・兼業人材の受入状況)	横棒								○			R6職場環境調査
問37-2 (副業・兼業人材の受入状況の割合)	—	○	○			○						R6職場環境調査
問38-1 (副業・兼業人材を受け入れない理由)	横棒								○			R6職場環境調査
問39-1 (就業形態別労働者を雇用している事業所の割合)	—	○	○	○		○						R6職場環境調査
問40-1 (非正規雇用労働者を雇用している理由)	横棒								○			R6職場環境調査
問41-1 (非正規雇用労働者が正規雇用労働者に転換する制度)	横棒								○			R6職場環境調査
問42-1 (非正規雇用労働者が正規雇用労働者に転換した実績)	横棒								○			R6職場環境調査
問43-1 (非正規雇用労働者が正規雇用労働者へ転換する上で支障になっていること)	横棒								○			R6職場環境調査
問44-1 (長期の治療を要する疾病のために療養した従業員)	横棒								○			R6職場環境調査
問44-2 (長期の治療を要する疾病のために療養した従業員の割合)	—	○	○			○						R6職場環境調査
問45-1 (治療と仕事を両立させるための支援)	横棒								○			R6職場環境調査

合計 26種類

合計 55種類